新型コロナウイルス感染症対策休業協力金(仮称)について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事業者の皆様に、休業や営業時間の短縮(飲食店等に限る)へのご協力をお願いします。
- 県の要請に応じ、協力いただいた中小企業及び個人事業主に対して、下記の 通り「新型コロナウイルス感染症対策休業協力金(仮称)」を支給します。
 - (1) 支援の対象

休業や営業時間短縮を要請されている施設を運営する中小企業及び個人 事業主であって、県の要請に応じて、令和2年4月25日(土)から令和2 年5月6日(水)までの計12日間休業をご協力いただいた方。

- (2) 協力金の金額
 - ① 中小企業 :20万円
 - ② 個人事業主:10万円

※なお、複数店舗を有する事業者には、10万円を上乗せ。

- (3) 申請受付
 - ① 申請開始 (※予算成立次第,速やかに公表いたします。)
 - ② 申請方法 「専用相談・申請窓口」 まで申請書類を郵送
 - ③ 申請書類
 - •協力金申請書[指定様式]
 - ・営業実態が確認できる書類(確定申告書の写し、営業許可証等)
 - 本人確認書類(免許証の写し等)
 - ・休業実態が確認できる書類(休業期間を告知するポスター・チラシ等)
 - 誓約書[指定様式]

など

(4) 休業や営業時間短縮を要請されている施設

県のホームページでご確認ください。

ホーム>健康・福祉>健康・医療>新型コロナウイルス感染症 >新型コロナウイルス感染症に関する情報>休業要請の対象施設

(5) お問い合わせ先

休業要請・協力金に係る専用ダイヤル開設予定 099-286-2580(4/24 15時以降) 9時~18時(平日・土日祝日)

(6) 休業協力金に係るホームページ掲載先

ホーム>産業・労働>商工業>新型コロナウイルス感染症> 新型コロナウイルスに関する情報>新型コロナウイルス感染症対策休業 協力金(仮称)について